

会派民主要望項目一覧

令和4年度9月補正

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 コロナ融資の返済に係る支援</p> <p>2020年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により飲食業、観光業等を中心に経済活動の停滞が長引く中、県内事業者は金融機関からコロナ融資を受け何とか事業を継続してきた。一方、2021年度一般会計決算においては、県税収入が過去最高を記録するなど、県内産業界においても業績の二極化が進んでいる。借り入れた資金の返済開始が近づいてきたが、現在、第7波の感染急拡大が続くことが想定される中、返済開始により倒産の危機に瀕する事業者も多いと考えられる。</p> <p>国に返済の猶予や支援を要望するとともに、県として事業者支援を検討すること。</p>	<p>コロナ融資の返済猶予等の資金繰り支援について、全国知事会として国に働きかけを行っており、県内金融機関に対しても返済緩和等の柔軟な条件変更対応を求めていくとともに、更なる資金需要に対しては、最長5年間元本返済不要の期日一括返済型の資金を創設して、県内中小企業者等に対して切れ目なく支援を行っている。</p> <p>現在発動中の地域経済変動対策資金（燃油及び原材料価格高騰・円安対策枠）については、受付期間を9月末から令和5年3月末に延長し、融資枠を30億円から60億円に拡大するとともに、最長3年間の実質無利子化も引き続き実施することにより、当該資金を利用する中小事業者の利子負担の軽減を図ることを9月補正で検討している。</p> <p>また、コロナ禍、エネルギー・原材料価格高騰が幅広い業種に影響していることを踏まえ、売上や利益が減少した事業者が取り組む販売促進や機器導入等への支援についても、9月補正で検討している。</p> <p>【9月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業 1,000千円 (融資枠30億円→60億円) ・新型コロナ第7波・物価高騰に立ち向かう事業者支援事業 802,000千円
<p>2 教職員の勤務状況の把握について</p> <p>教職員の新型コロナ対応等の勤務実態を把握するとともに負担軽減を図り、負担軽減を図れないものについては時間外勤務手当の支給を検討すること。</p>	<p>教職員の勤務実態については、新型コロナウイルス対応を含めて勤怠管理システムで把握しており、随時状況を確認の上、「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に基づく業務削減等と併せ、引き続き教員業務支援員を配置するなど学校現場に合った対策の実施により負担軽減を図っていく。</p> <p>時間外勤務手当の支給については、いわゆる給特法の見直しを含めた検討を国に要望しているところであり、今年度実施されている全国的な勤務実態調査の結果等を踏まえた国の動向を注視していく。</p>
<p>3 障がい者等用スペース（ハートフル駐車場）の利用について</p> <p>障がい者等用スペース（ハートフル駐車場）において、不適切な利用が散見され、障がい者等が施設や店頭入口から遠くに駐車せざるを得ない現状が見受けられることから、更なるモラル向上のため啓発活動を行うこと。</p>	<p>ハートフル駐車場の適正利用の推進については、利用証を掲示せずにハートフル駐車場に駐車している車両に対し、施設管理者が県作成の啓発資料を置くこと等により、当該車両の使用者等に対する注意喚起を行っているほか、あいさポーター研修で使用するハンドブックへの掲載や、県民総合福祉大会等のイベント等を活用し、ハートフル駐車場の制度や趣旨の周知を図っている。</p> <p>更なるモラル向上を図るため、県有施設をはじめ、一般の協力施設に対し、あらゆる機会を通じて改めて適正な制度の運用等について周知を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4 バリューチェーンにおける付加価値の適正循環に向けた適正取引の推進について</p> <p>2020年にサプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行(振興基準)の遵守を企業の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みが開始され、2022年8月22日現在、全国で約13,000社の企業が宣言しているが、鳥取県内企業においてはわずか31社に留まっている。鳥取県内は中小・小規模事業所が多く、材料費高騰や人件費上昇分を価格転嫁できる環境整備は喫緊の課題であることから、県は関係機関と協力し、制度普及に向けた広報に取り組むこと。</p>	<p>「パートナーシップ構築宣言」については、本年6月に閣議決定された「骨太の方針」等において、「政府を挙げた中小下請取引適正化施策」の一つとして、宣言企業の拡大、実行状況のフォローアップ等を進めるとされている。県としても、国の取組に呼応して、事業者間の適正・公正な関係構築に向け、商工団体等とも協力して、「パートナーシップ構築宣言」制度の周知に加え、事業者の賃上げに結びつく支援について、9月補正予算で検討している。</p> <p>【9月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格適正化環境整備推進事業 2,000千円 ・ 賃金アップ環境整備応援補助金 100,000千円
<p>5 新型コロナウイルス感染症陽性者への疫学調査について</p> <p>新型コロナウイルス感染症陽性者に対する積極的疫学調査のあり方を再検討し、保健所職員の負担を減らすこと。</p>	<p>保健所や医療機関の負担が大きかった全数把握の見直し方針を踏まえ、これまでの感染者一人一人への行動調査から、感染拡大時の社会的な影響が大きい高齢者施設、医療機関等に対するクラスター対応に重点化・専門化を図るとともに、「陽性者コンタクトセンター」を新たに設置して、これまでの支援を格段に迅速化し必要な療養支援を行うなど、命を守る支援体制の強化に重点を置いて取り組んでいく。</p>
<p>6 ロービジョン者など、障がい者に配慮した投票の促進について</p> <p>選挙管理委員会は代理投票の啓発を行うとともに、ロービジョンに配慮した投票の運営について検討し、市町村に情報提供し協力を促すこと。また、障がいのある人の投票を促すため、選挙管理委員会は投票における問題の把握に努め、投票しやすい環境整備の促進を図ること。</p>	<p>代理投票は、心身の故障その他の事由により自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない選挙人が利用することのできる投票方法であるが、ホームページなどの各種媒体や投票所における案内等を通じて、制度の周知を図っていく。</p> <p>各市町村の投票所の設置に当たっては、段差の解消等バリアフリーに配慮するとともに、氏名表等の記載内容が容易に確認できるよう虫眼鏡や老眼鏡の備付け等に取り組む市町村もあるところであり、引き続き市町村選挙管理委員会と連携して、ロービジョンの方をはじめ選挙人の投票環境の向上に努めていく。</p>
<p>7 同行援護従業者事業サービスの提供について</p> <p>視覚障がい者等の外出援助を目的とした同行援護従業者事業は、身体介護より報酬額が低い(75%)こと、また、公共交通機関を使わないと報酬の対象にならないことから、事業からの撤退や、新規に資格を得た人の登録を拒む介護事業所が出ている。介護福祉サービスにかかる厚生労働省の内規「提供拒否の禁止」第十一条、第四十三条に反することのないよう、県は年一回の指導監査時等にあわせて、事業者に対してサービス提供への協力・要請を求めること。</p>	<p>同行援護事業が広がるよう、今年度新たに、県実施の同行援護従業者養成研修を県内全域(東部、中部、西部)で実施する予定としているほか、県実施以外の研修についても、研修修了者に対し受講奨励金を支給する制度を設けるなど、同行援護事業へ従事を希望する方が研修を受けやすくする環境整備に取り組んでいる。</p> <p>また、事業者に対しても、当該奨励金の案内とともに、同行援護サービスの提供を呼びかけているところである。</p> <p>今後も引き続き、様々な機会を通じて事業者に対しサービス提供の協力を要請していく。</p>